

患者様へのご案内（保険医療機関における書面掲示）

・医療情報の活用について

当院では、以下の医療 DX を通じて医療を提供できる体制に取り組んでいます。

- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を診察室等で閲覧または活用できる体制
- ・マイナ保険証を利用できる体制
- ・電子処方箋を発行する体制
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制

・在宅医療情報の活用について

当院では、医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い在宅医療や訪問看護等を実施するための十分な情報を取得し、活用して在宅医療をおこなっています。

・介護保険施設等連携往診加算

患者さま同意のもと、連携する施設間において I C T ツールで患者さまの診療情報等を共有しています。

連携施設名

- ・ラヴィーレグラン四谷
- ・坂町ミモザの家

・在宅医療情報連携加算

患者さまの診療情報等について、連携する関係機関と ICT を用いて共有し、常に確認できる体制を有しています。

連携機関名

- ・地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立大久保病院
- ・医療法人財団 新生会 百人町診療所
- ・白十字訪問看護ステーション
- ・T I M E 新宿
- ・坂町ミモザの家
- ・龍生堂薬局 大久保店

・外来感染対策向上加算

当院は、東京都の診療・検査医療機関に指定されており、感冒症状のある患者さまは、感染対策を講じ、通常診療の患者さまと診察室を分けて診療を行っています。

また、発熱外来は当院に受診した履歴の有無にかかわらずどなたでも受診いただけます。

・情報通信機器を用いた診療

当院では、情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬を処方しません。

・生活習慣病管理料

高血圧、糖尿病、脂質異常症の疾患を有する方が対象となります。それ以外の疾患を合わせて有する方は対象外となる

場合があります。病状により、28 日以上の長期の投薬またはリフィル処方箋の交付が可能となります。

・時間外対応加算について

当院では再診患者さまに対して時間外対応加算を算定しております。

診療時間外に連絡のつく電話番号をお知らせしています。これにより夜間でも連絡をとることができます。このような取り組みから、再診時に時間外対応加算 1(患者様 1 名につき 1 回 5 点)を算定させていただきます。

・夜間早朝加算について

当院は、月・水・金曜の 10:00～12:45、16:00～18:45、火・木曜日の 10:00～12:45 を診療時間と定めています。厚生労働省の規定により、月・水・金曜日 18:00 以降は夜間早朝等加算が適用されます。

・明細書の発行について

当院では、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。

発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお伝えください。

・一般名での処方について

当院の院外処方せんは、後発医薬品が存在する採用医薬品については一般名で処方いたします。調剤薬局において先発医薬品、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のどちらでも選ぶことができます。薬の選択をする際には調剤薬局の薬剤師さんにご相談してください。

院内で処方及び投与する場合については、医薬品の供給状況によっては薬品を変更する場合があります。薬品を変更する際は、十分な説明をした上で処方及び投与させていただいております。